

定 款

一般社団法人

日本機械土工協会

〒110-0015 東京都台東区東上野 5 丁目 1 番 8 号

(上野富士ビル 9F)

電話 (03) 3845 - 2727 (代表)

一般社団法人日本機械土工協会定款

平成 24 年 8 月 1 日制定
平成 30 年 1 月 25 日改定
平成 30 年 12 月 11 日改定
令和元年 5 月 28 日改定
令和 2 年 5 月 27 日改定
令和 4 年 5 月 24 日改定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本機械土工協会（略称「日機協」）、英文名 Japan Earth Moving Constructors Association（略称「JEMCA」）（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって必要な地に支部を置くことができる。

3 支部に関する規程は、理事会の決議によって、会長が別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、機械土工（施工法、技術・技能、建設機械器具等をいう。以下同じ）に関する調査研究等を行い、その成果を普及することにより、国土の利用、整備、保全と市民生活における環境の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機械土工及び土工の向上のための調査、研究及び提言
- (2) 機械土工の安全対策、環境対策に関する調査及び研究
- (3) 機械土工及び土工に関する人材確保、技術者・技能者の養成、研修指導及び技術者・技能者等の無料職業紹介事業
- (4) 機関誌の発行及び機械土工並びに土工に関する図書の発行及び情報収集、提供
- (5) 登録機械土工基幹技能者講習並びに登録土工基幹技能者講習の開催及び登録機械土工基幹技能者並びに登録土工基幹技能者の資格の付与に関する事業
- (6) 機械土工に関する国際協力、国際交流並びに機械土工及び土工に関する外国人材及び海外技能実習生の受入れ並びにその実施に係る無料職業紹介事業
- (7) 機械土工及び土工の健全な発展と事業遂行のために必要となる諸制度の確立、改善
- (8) 機械土工組織関係者の福利厚生事業

(9) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において実施するものとする。第3章 会 員

(資 格)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人であって、建設業許可を有し建設事業の機械土工
工事の施工を行う者又は建設事業の機械土工工事の施工を行う者により構成されている団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者

(3) 支部会員 本会の目的に賛同し、当該支部の活動に参加することを目的に、入会した者

(4) 特定会員 建設業の許可を有する法人であって、本会の目的に賛同し、定款第4条(6)、
(7)の事業に参加することを目的に、入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会において定める入会及び退会規程(以下「入会及び退会規程」という。)に定める基準によりその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 本会は、会員の名称及び所在地を記載した会員名簿、入会及び退会規程等各種規定を作成し、定款とともに、主たる事務所に備え置くものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める額の、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金、会費は如何なる場合も返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において、別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) 定款又はこれに基づく規程に違反する行為をしたとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 第1項の規定に拘わらず、特定会員が第1項各号に該当する場合は、理事会の決議により除名することができるものとし、前項の規定中の総会を理事会に読み替えて前項の規定を適用する。
- 4 第1項及び第3項の規定により会員の除名が決議されたときは、除名した会員に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が死亡又は解散したとき。
- 2 会員が会員資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

第4章 総会

(種別及び構成)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 第5条(1)から(3)に定める会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は理事会の決議によって、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総

会とする臨時総会を招集する通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会長は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日々の1週間前までにその通知を発しなければならない。ただし、18条による書面決議を認める場合には、総会の2週間前までに、その通知を発しなければならない。
- 4 前項ただし書の場合には、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権行使書面を交付するものとする。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。
- 3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が総会の議長に当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 第5条(1)から(3)に定める会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会においては、法令で別段の定めのある場合を除き、第12条の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に限り議決権行使書面をもって表決すること、又は、総会に出席する他の会員を代理人として議決権を代理行使することができる。

- 2 前項のときには、議決権行使書面又は代理権を証明する書面を総会の日時の直前の業務終了

日時までに、主たる事務所に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 名以上がこれに記名押印しなければならない。

第 5 章 役員、顧問、相談役及び評議員

(役員の種類及び定数)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12 名以上 21 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事、6 名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 会長は本会を代表し、法令及びこの定款で定めるところによりその職務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会において決議した業務を執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。ただし、常任理事会で審議した事項は、その後に開催される最初の理事会に報告して、決議されなければならない。
- 7 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び総会の決議に基づき、本会の職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
- 4 監事は、その他法令に定める職務を行う。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

- 第 24 条 本会は、法人法 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 本会は、法人法第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(役員 の 任期)

- 第 25 条 役員 の 任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により、選任された役員 の 任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

- 第 26 条 理事又は監事は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。
- 2 前項 1 号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、総会において決議する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問、相談役及び評議員)

- 第 28 条 本会に、顧問、相談役及び評議員を置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本会の重要な業務につき、会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、報酬又は費用の弁償をすることができる。
- 5 前項に関し、必要な事項は、理事会で別に定める支給の基準によるものとする。
- 6 相談役は、本会の運営方針につき、会長の諮問に応ずる。
- 7 評議員は、3名以上5名以下とする。
- 8 評議員の報酬は、無償とする。
- 9 評議員は、会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席して意見を述べるすることができる。
- 10 顧問、相談役及び評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって組織する。
- 3 監事は、理事会に出席し、法令に基づき、必要があると認められるときは、理事会に報告し、又は意見を述べなければならない。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 第5条(4)に規定する会員の除名

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第30条(4)に定める事項については、理事の過半数以上が出席し、出席理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 第1項及び第2項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができな

い。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事(会長)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議で、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（借入金）

第42条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上回る借入金であって返済期間が1年を超える場合は、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を経るものとする。

第8章 部会等

第43条 会長は、理事会の決議を経て、事業を執行するために必要があると認めるときは、理事会の下に、部会、専門部会及び委員会を置くことができる。

2 部会、専門部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 事務局

（設定等）

第44条 本会の事務を処理するため、本部に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、業務部長、事業部長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、業務部長、事業部長は、理事会の承認を経て会長が任免をする。

4 専任の事務局長を置かないときには、業務部長がこれを兼任することができる。

5 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 49 条 本会は、剰余金を分配することができない。

第 11 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、事務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 51 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告又は主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示により行う。

第 12 章 雑 則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、向井 敏雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。